**第31回「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクール　質疑回答**

**１．応募要領の建物条件の給湯室の要求事項の集会室と記入があるのはどこのことですか？（P.6）**

⇒「集会室」は誤りです。「コミュニティールーム」の事をさします。

**２．応募要領の建築条件のトイレの便器の数量を指定数量から増減させてもよいですか？（P.6）**

⇒指定している数量にて計画を行ってください。

**３．トイレ内に洗面器を設けても良いですか？設けて良い場合は男女共用の洗面器は計画しなくても良いですか？（P.6）**

⇒トイレ内に洗面器を設けても構いません。だだし、事業費の関係上取りやめる可能性が有りますのでご了承ください。

男女共用の洗面器に関してはトイレ内の洗面器の設置の有無に関わらずに１個、計画を行ってください。

**４．応募要領の建築条件の巡回管理員室の独立したトイレと洗面スペースは分ける必要が有りますか？（P.6）**

**？（P.6）**

⇒トイレと洗面スペースとは別々に計画し合わせて約３㎡を計画してください。

**５．応募要領の建築条件の巡回管理員室の外部に通じる出入り口を２カ所とは巡回管理員室に対しての外部ですか？（P.6）**

⇒直接屋外に通じる出入り口を２カ所計画してください。受付コーナーに関しても屋外から直接利用できる計画としてください。

**６．応募要領の建築条件の巡回管理員室に、「受付コーナーに外部から直接利用できる窓を設け、車椅子の方が利用しやすい高さとしてください」と有りますがどのようなイメージですか？（P.6）**

⇒現在、不必要なため「受付コーナーに外部から直接利用できる窓を設け、車椅子の方が利用しやすい高さとしてください」の条件は要件から削除いたします。

巡回管理員室参考イメージ

勝手口

巡回管理室と集会所

の間には出入口は

設けないでください。

集会所

管理員用トイレ

洗面スペース

巡回

管理員室

受付コーナー

入居者相談用出入口